



平成 24 年 9 月 21 日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ  
代 表 取 締 役 社 長 狩 野 仁 志  
( J A S D A Q ・ コード 3 8 0 7 )  
問 い 合 わ せ 先 :  
取 締 役 管 理 部 長 長 岡 信 一 郎  
電 話 番 号 0 3 ( 5 7 7 4 ) 2 4 4 0 ( 代 表 )

### 当社子会社の決算期変更に伴う業績予想の修正に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ネットインデックスにおきまして、決算期変更に伴う業績予想について、別紙「決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更並びに決算期変更に伴う業績予想の変更に関するお知らせ」のとおり公表しましたのでお知らせいたします。

以 上

平成 24 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 ネット イン デ ッ ク ス
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 秋 山 司 ( J A S D A Q ・ コード 6634 )
問 合 せ 先	
役 職 ・ 氏 名	代 表 取 締 役 副 社 長 兼 経 営 企 画 部 部 長 石 原 直 樹
電 話	03-6880-9811

## 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更 並びに決算期変更に伴う業績予想の変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 9 月 21 日開催の取締役会において、平成 24 年 10 月 26 日開催予定の第 28 回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は従来「毎年 8 月 1 日より翌年 7 月 31 日まで」としておりましたが、親会社であります株式会社フィスコの決算期（事業年度の末日）が毎年 12 月 31 日であるため、株式会社フィスコにおける連結決算等の経営情報を適正かつ的確に対応できるよう、当社の事業年度を「毎年 12 月 1 日より翌年 11 月 30 日まで」に変更するものです。

定款の一部変更につきましては、決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第 11 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則第 4 条を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現在：毎年 7 月 31 日

変更後：毎年 11 月 30 日

決算期変更に伴い経過期間となる第 29 期事業年度は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 24 年 11 月 30 日までの 4 ヶ月決算となる予定です。

#### 3. 今後の見通し

##### （1）業績予想の変更

平成 24 年 9 月 14 日付「平成 24 年 7 月期決算短信〔日本基準〕（連結）」において、平成 25 年 7 月期連結業績予想（平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日）を公表しておりましたが、第 29 期事業年度（平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日）は決算期変更の経過期間となるため、連結業績予想につきましては次の通りとなります。

平成 24 年 11 月期の連結業績予想（平成 24 年 8 月 1 日～平成 24 年 11 月 30 日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
通 期	1,674	21	20	20

(参考) 平成 24 年 7 月期連結業績実績 (平成 23 年 8 月 1 日～平成 24 年 7 月 31 日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円
通 期	3,809	△270	△341	△632

(注) 平成 24 年 11 月期は 4 ヶ月決算、平成 24 年 7 月期は 12 ヶ月決算となります。

(2) 業績予想の取り止め

平成 24 年 9 月 14 日付「平成 24 年 7 月期決算短信〔日本基準〕(連結)」において公表しました、平成 25 年 7 月期連結業績予想 (平成 24 年 8 月 1 日～平成 25 年 7 月 31 日) につきましては、決算期変更の経過期間となるため、取り止めいたします。

なお、経過期間終了後の第 30 期事業年度 (平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 11 月 30 日) の業績予想につきましては、平成 25 年 1 月に開示予定の平成 24 年 11 月期決算短信において公表する予定であります。

4. 定款変更の内容 (下線部分は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
(基準日)	(基準日)
第 11 条 当社は、毎年 <u>7 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	第 14 条 当社は、毎年 <u>1 1 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
② 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。	② (現行定款どおり)
(事業年度)	(事業年度)
第 42 条 当社の事業年度は、毎年 <u>8 月 1 日</u> より翌年 <u>7 月 31 日</u> までの 1 年とする。	第 45 条 当社の事業年度は、毎年 <u>1 2 月 1 日</u> より翌年 <u>1 1 月 30 日</u> までの 1 年とする。
(期末配当)	(期末配当)
第 43 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>7 月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。	第 46 条 当社は、株主総会の決議によって、毎年 <u>1 1 月 30 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。

<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>44</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>1月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 <u>47</u> 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 <u>5月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を支払うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p>第 <u>4</u> 条 <u>第 4 5 条（事業年度）の規定に関わらず平成 2 4 年 8 月 1 日から始まる第 2 9 期事業年度は、平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日までの 4 か月間とする。本条は、第 2 9 期事業年度経過後は、これを削除する。</u></p>
---	---

以 上